

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項目	内 容
発生日時・場所	令和 7 年 9 月 12 日 午後 2 時 55 分頃 飛騨市古川町数河 [REDACTED]
事故の概要	古川町数河 [REDACTED] において、市職員が公用車を運転中、工事信号の停車位置を越えたため後退したところ、後方確認が不十分であったため、自車の後方が相手方車両前方右側に接触し、破損させた。
相手方	愛知県一宮市 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額	737,154 円
市の過失割合	100 %
損害賠償金	737,154 円
内訳	保険金 737,154 円 一般財源 0 円
専決年月日	令和 7 年 1 月 6 日 専決第 6 号